

平成 24 年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況について

1 概要

平成 21 年 4 月の児童福祉法の改正により、施設職員等による被措置児童等虐待（※1）について、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県知事等が公表する制度等が法定化されたところ（過去の集計結果、関係条文、被措置児童等虐待への届出・通告への対応の流れは参考 1、参考 2 及び参考 3 を参照）。

今般、全国 47 都道府県、20 指定都市及び 2 児童相談所設置市（69 都道府県市・平成 24 年度末現在）を対象に、平成 24 年度中に届出・通告、事実確認等があった被措置児童等虐待に関する事例に係る各都道府県市の対応状況等について調査を行いその結果を取りまとめた。この結果の概要は、以下のとおりであった。

- 平成 24 年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数は 214 件であった。平成 24 年度に虐待の有無に係る事実確認が行われた事例（平成 23 年度以前の繰り越し事例を含む）のうち、都道府県市において虐待の事実が認められた件数は 71 件であった。
- 虐待の事実が認められた施設等は、「児童養護施設」が 51 件（71.8%（※2））、「里親・ファミリーホーム」が 7 件（9.9%）、「障害児入所施設」が 6 件（8.5%）、「児童自立支援施設」が 4 件（5.6%）等であった。
- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が 45 件（63.4%）、「性的虐待」が 13 件（18.3%）、「心理的虐待」が 10 件（14.1%）、「ネグレクト」が 3 件（4.2%）であった。
- 虐待を受けた児童の総数は 173 人（※3）であった。児童の性別は、「男子」が 106 人（61.3%）、「女子」が 67 人（38.7%）である。就学等の状況は、「小学生」が 68 人（39.3%）、「中学生」が 46 人（26.6%）、「高校生」が 37 人（21.4%）、「未就学児童」が 21 人（12.1%）、「無職」が 1 人（0.6%）であった。

※1 「被措置児童等虐待」とは、児童福祉法第 33 条の 10 各号に以下の通り定められている。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による第二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

と定義されている（児童福祉法第 33 条の 10）。

※2 構成割合は四捨五入。以下同じ。

※3 被害が特定できなかった事例の児童数は含まれていない。

2 平成24年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況等に係る調査結果

(1) 各都道府県市への届出・通告について

① 届出・通告数

- 平成24年度に全国の69都道府県市で受け付けた児童福祉施設等における被措置児童等虐待に関する届出・通告の受理件数は214件であり、届出・通告者総数は221人であった。
- 届出・通告者の内訳は、「児童本人」が81人（36.7%）、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が75人（33.9%）、「家族・親戚」が22人（10.0%）、「近隣・知人」が6人（2.7%）等であった。

(単位:人、%)

	児童本人	置児童等 児童本人以外の被措置	家族・親戚	職員、受託里親	当該施設・事業所等	元職員、元受託里親	当該施設・事業所等	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計(※)
人数	81	4	22	75	4	1	1	1	6	1	16	9	221		
構成割合	36.7	1.8	10.0	33.9	1.8	0.5	0.5	0.5	2.7	0.5	7.2	4.1	100.0		

※ 1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例があり、合計人数は届出・通告受理件数の総数214件と一致しない。

③ 届出・通告先

- 届出・通告先別件数では、「児童相談所」が119件（55.6%）、「都道府県市の担当部署」が92件（43.0%）等であった。

(単位:件、%)

	児童相談所	都道府県市の担当部署	都道府県児童福祉審議会	都道府県市の福祉事務所	市町村	合計
件数	119	92	0	0	3	214
構成割合	55.6	43.0	0.0	0.0	1.4	100.0

(2) 事実確認調査の状況

- 届出・通告のあった事例221件（平成23年度以前の繰り越し7事例を含む）のうち、「事実確認調査を行った事例」は219件、「事実確認調査を行っていない事例」は2件であった。また、「事実確認を行った事例」のうち「被措置児童等虐待の事実が認められた事例」は71件（32.1%）であった。

(単位:件、%)

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待 の 事実 が 認め られ た	虐待 の 事実 が 認め られ た	虐待 の 事実 が 判断 され た	小 計	虐待 は な く 確認 調 査 し な い	後 日 の 調査 予 定 を 行 う 等	
件数 (※)	71	124 (4)	24 (3)	219	1	1	221 (7)
構成割合	32.1	56.1	10.9	99.1	0.5	0.5	100.0

※ 件数下段の()内の数は、平成23年度以前に届出・通告があり、平成24年度に確認等を行った件数である。

(3) 被措置児童等虐待の事実が確認された事例について

都道府県市が被措置児童等虐待の事実を認めた事例71件の種別等は以下のとおりである。

① 施設等種別

- 施設等種別内訳を見ると、「児童養護施設」が51件(71.8%)、「里親・ファミリーホーム」が7件(9.9%)「障害児入所施設等」が6件(8.5%)、「児童自立支援施設」が4件(5.6%)等であった。
- 形態別内訳を見ると、児童養護施設51件のうち、ユニットケア(6~8人)の生活形態をとっている施設は、22件であった。

ア 施設等種別内訳

(単位:件、%)

	社会的養護関係施設				ホ ー ム ・ フ ァ ミ リ ー	障 害 児 入 所 施 設 等	一 時 保 護 委 託 先	業 障 害 児 通 所 支 援 事	合 計
	乳 児 院	児 童 養 護 施 設	情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設	施 設 児 童 自 立 支 援					
件数	1	51	0	4	7	6	1	1	71
構成割合	1.4	71.8	0.0	5.6	9.9	8.5	1.4	1.4	100.0

イ 形態別内訳

(単位:件)

	児童養護施設	児童自立支援施設	乳児院	障害児入所施設
20人以上	24	0	1	5
13~19人	4	4	0	1
12人以下	1	0	0	0
本園内ユニットケア(8人以下)	13	0	0	0
地域分園型ユニットケア(8人以下)	9	0	0	0
合計	51	4	1	6

② 都道府県市別

○ 69都道府県市中、36都道府県市で虐待の事実が認められた。

(単位:件)

都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数
北海道	10	3	三重県			沖縄県	3	2
青森県	2	1	滋賀県	1	1	札幌市		
岩手県			京都府			仙台市	1	1
宮城県	1	1	大阪府	26	1	さいたま市	1	0
秋田県			兵庫県	1	1	千葉市	2	0
山形県			奈良県	1	0	横浜市	4	2
福島県	2	0	和歌山県	3	3	川崎市		
茨城県	2	2	鳥取県	1	0	相模原市	1	1
栃木県	6	2	島根県			新潟市	1	1
群馬県	1	0	岡山県	4	3	静岡市		
埼玉県	2	1	広島県			浜松市	4	1
千葉県	5	0	山口県	3	2	名古屋市	3	3
東京都	37	11	徳島県			京都市	1	1
神奈川県	3	3	香川県	1	0	大阪市	6	3
新潟県			愛媛県	2	2	堺市		
富山県	2	2	高知県	1	0	神戸市		
石川県			福岡県	2	1	岡山市		
福井県	1	0	佐賀県	11	1	広島市	1	0
山梨県	1	0	長崎県	3	2	北九州市		
長野県	2	1	熊本県	3	1	福岡市		
岐阜県	11	1	大分県	5	4	熊本市	3	0
静岡県	17	0	宮崎県	1	1	横須賀市	2	2
愛知県	5	2	鹿児島県	1	1	金沢市		
						国立	1	0
						合計	214	71

③ 虐待の種別

○ 被措置児童等虐待の種別は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し複数の種別と重複がある場合は主となる虐待種別を計上している。身体的虐待による外傷については、身体的虐待45事例のうち、11事例で確認されている。

(単位:件、%)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
件数	45	3	10	13	71
構成割合	63.4	4.2	14.1	18.3	100.0

④ 被虐待児童の状況

○ 被措置児童等虐待の事実が認められた71件の事例について、児童の性別、年齢及び就学等の状況は次のとおりである。なお、1件の事例に対し児童が複数の場合があるため、71件の事例に対し、児童の総数は173人(被害が特定できなかった事例の人数は含まれていない。)であった。

ア 児童の性別

(単位:人、%)

	男子	女子	合計
人数	106	67	173
構成割合	61.3	38.7	100.0

イ 児童の年齢

(単位:人、%)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳以上	合計
人数	10	37	76	50	173
構成割合	5.8	21.4	43.9	28.9	100.0

ウ 児童の就学等の状況

(単位:人、%)

	就学前	小学校等	中学校等	高等学校等	大学・短大等	無職	合計
人数	21	68	46	37	0	1	173
構成割合	12.1	39.3	26.6	21.4	0.0	0.6	100.0

⑤ 虐待を行った職員等の状況について

- 被措置児童等虐待の事実が認められた71件の事例について、虐待を行った職員等（里親、ファミリーホーム養育者を含む。以下同じ。）の年齢及び実務経験年数は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し虐待を行った職員等が複数の場合があるため、71件の事例に対し、虐待を行った職員等の総数は85人となっている。（施設全体のネグレクトの場合は、施設長のみ計上されている。）
- 自治体からの回答によると、虐待を行った職員等のパーソナリティとして最も多く見られる項目に「養育技術の低さ」が挙げられており、次に「衝動性」や「怒りのコントロール不全」が挙げられている。

ア 虐待を行った職員等の年齢

(単位:人、%)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
人数	30	26	10	8	11	85
構成割合	35.3	30.6	11.8	9.4	12.9	100.0

イ 虐待を行った職員等の実務経験年数

(単位:人、%)

	5年未満	5～9年	10～19年	20～29年	30年以上	合計
人数	42	20	12	7	4	85
構成割合	49.4	23.5	14.1	8.2	4.7	100.0

ウ 虐待を行った職員等のパーソナリティ (※)

(単位:人)

	衝動性	攻撃性	怒りのコントロール不全	感情の起伏が激しい	養育技術の低さ
あり	27	13	27	22	49
なし	29	39	27	28	16
不明	29	33	31	35	20
合計	85	85	85	85	85

※ 虐待を行った職員等のパーソナリティとして、表上段に掲げる項目が存在するか否かを各自治体に質問したもの

⑥ 虐待発生の背景

- 被措置児童等虐待の発生した施設において、被措置児童等虐待対応ガイドラインで示されている虐待予防のための環境整備の各項目が虐待発生時に整備されていたかどうかについては、「整えられている」「どちらかと言えば整えられている」という施設が半数に至っていない。
- 虐待の発生状況については、16時から22時にかけて多く起こっている。また、発生の時間帯については、娯楽・テレビの時間や就寝時間などが多く、さらに発生場所については、居室（ホール等）や居室（個室）において多く起こっていることがわかる。

ア 施設の運営・支援体制の状況

(単位:件)

	整えられている	どちらかという と整えられている	どちらとも言え ない	整える必要のあ る箇所がある	整える必要のあ る箇所が多い	合計
施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図られ、施設の風通しが良い	6	12	16	26	9	69
外部からの評価や意見を受け入れるなど、施設が開かれている	11	20	14	20	4	69
職員が種々の研修に参加しており、虐待等への認識の共通化がなされている	7	20	13	25	4	69
特定の職員が子どもを抱え込まないような職員等の支援体制が整えられている	5	15	21	25	3	69
子どもの意見をくみ上げる仕組み等が整えられている	6	20	18	24	1	69
第三者委員の活用がなされ、子どもたちにその役割を周知している	9	11	22	22	5	69

イ 発生時間

時 間	件数
0:00～(5:00)	0
5:00～(6:00)	2
6:00～(7:00)	2
7:00～(8:00)	0
8:00～(9:00)	2
9:00～(10:00)	1
10:00～(11:00)	0
11:00～(12:00)	2
12:00～(13:00)	0
13:00～(14:00)	3
14:00～(15:00)	2
15:00～(16:00)	2
16:00～(17:00)	8
17:00～(18:00)	1
18:00～(19:00)	3
19:00～(20:00)	4
20:00～(21:00)	5
21:00～(22:00)	5
22:00～(23:00)	2
23:00～(24:00)	2
合 計	46

※回答なし 25

ウ 日課

日 課	件数
食事時間	0
配膳・後片付けの時間	4
登校から下校までの時間	1
運動・スポーツ時間	3
娯楽・テレビの時間	21
行事・イベント時	1
外出時	3
無断外出時	1
清掃時間	2
自習時間	3
就寝時間	12
合 計	51

※回答なし 20

エ 場所

場 所	件数
居室(個室)	20
居室(ホール等)	25
調理室(台所)	1
浴室	1
トイレ	0
医務室	0
静養室	0
相談室	0
スタッフルーム(職員室)	1
宿直室	1
施設等内の他の建物	4
施設等内の庭・運動場等	3
施設等の外	3
合 計	59

※回答なし 12

⑦ 虐待の期間、回数

- 虐待の期間については、1週間以内の短期の事例は31件(43.7%)であり、虐待の期間が6ヶ月以上の長期にわたった事例は16件(22.5%)であった。
- 虐待の回数については、1回の事例は30件(42.3%)であり、虐待の回数が10回以上と長期にわたる事例は16件(22.5%)であった。

ア 虐待の期間

(単位:件)

1週間以内	1ヶ月以内	1～6ヶ月	6ヶ月以上	不明	合計
31	5	8	16	11	71

イ 虐待の回数

(単位:件)

1回	2回	3回	4回	5回	10回以上	不明	合計
30	4	2	1	1	16	17	71

⑧ 検証・改善委員会等の開催状況

- 検証・改善委員会は、71件中29件で開催されており、検証報告書は、15件提出されている。検証・改善委員会が開催された29件のうち報告のあった学識者をメンバーとしているのは77.3%、医師をメンバーとしているのは54.5%、弁護士をメンバーとしているのは77.3%であった。

ア 検証・改善委員会の設置

(単位:件)

設置している	設置していない
29	42

イ 検証・改善委員会の実施主体

(単位:件)

都道府県	児童福祉審議会	法人又は施設
4	7	18

ウ 検証・改善委員会の開催回数

(単位:件)

1回	2回	3回	4回	11回	不明
7	7	4	4	1	6

エ 検証・改善委員会の構成メンバー

(単位:件)

都道府県職員	当該児童相談所職員	学識者	医師	弁護士	他の施設の職員	第三者(※2)	回答事例数
3	4	17	12	17	12	11	22(※1)
13.6	18.2	77.3	54.5	77.3	54.5	50.0	100.0

※1 検証・改善委員会を設置した29件のうち、報告のあった22件についての集計結果である。

※2 委員会の構成メンバーについては、「第三者」は、学校長・苦情解決第三者委員・スクールカウンセラー・人権擁護委員・民生委員(児童委員)・法人監事・施設ボランティア(元教員)・臨床心理士・社会福祉協議会職員・施設協議会会長であった。

(4) 虐待発生時の状況（自治体からの回答のうち主なものの要旨を記載。）

① 施設全体

- ・ 発達障害のある児童や他施設で不適応だった児童が多く入所していた。
- ・ 職員との関係が希薄だったため、児童が虐待を訴える職員がいなかった。
- ・ 主たる養育者が健康上の理由で常駐していなかった。
- ・ リーダー的職員が長期休暇中、児童間や職員への暴力問題が生じ、対応できなかった。
- ・ 分園型グループホームの状況を本園が把握していなかった。
- ・ 職員の入れ替えが激しかった。
- ・ 新施設であり、近隣との関係性構築（迷惑をかけない等）に注力していた。
- ・ 職員から虐待事実の訴えを施設長が受けるが放置した。
- ・ 体罰容認の雰囲気があった。
- ・ 児童相談所は、(当該施設に)指導の難しい児童を依頼することが多かった。
- ・ ユニットのリーダー職員の独善的な支援方法について話し合える雰囲気がなかった。
- ・ 精神的不安定さを把握していたにもかかわらず、非常勤職員に宿直させていた。

② 職員

- ・ 児童にパニックがあり、対応が困難であった。
- ・ 体罰をしつけの範疇と考えた。
- ・ 性関係を持つために職員の立場を利用した。
- ・ モラルが低い1年目の職員だった。
- ・ 上から目線の見方をする傾向があった。
- ・ リーダーとして、自分の力で問題解決しなければならないプレッシャーがあった。
- ・ 厳しい指導が児童の自立を高めるという認識があった。
- ・ 児童の要求に毅然と対応できなかった。
- ・ 子どもの言動に同調し、感情の抑制ができなかった。
- ・ 対人関係が苦手であった。
- ・ 運動部の指導では、体罰を肯定していた。
- ・ 新規採用で勤めだしたばかりだった。

(5) 虐待の事実が確認された後の法人・施設等の対応

① 施設の体制等の改善に向けた対応（重複あり）

(単位:件)

委員会を設置し議論 (検証委員会・再発防止委員会等)	権利擁護等の研修への職員派遣や施設内での研修を増やし、専門性の向上を図る	職員会議又はケース検討会議の回数を増やし、入所児童及び職員の情報共有を図る	第三者評価又は自己評価を年度内に複数回行い、施設運営の改革を図る	SV体制等の施設内のチームアプローチ態勢を整える
29	52	30	11	23
子どもの意見を汲み上げる仕組みを工夫する	職員の配置換え、入れ替え、異動等を行う	職員のストレス等の状況調査を行う	職員の勤務体制の改善を行う	
24	27	4	7	

② 虐待を行った職員への法人・施設等の対応（重複あり）

（単位：件）

各種研修への参加	SV等の指導体制の充実	厳重注意	配置転換	継続的な面接	被害児童との関係再構築	心理治療等
28	12	22	14	10	9	2
勤務負担の軽減	処分せず	戒告処分	減給処分	停職処分	免職処分	
2	4	5	5	4	11	

③ 具体的対応例（自治体からの回答のうち主なものの要旨を記載）

【職員、体制面への対応】

- ・ 職員が複数で勤務できる体制や宿直体制の検討
- ・ 幹部職員の交代や職員の配置換え
- ・ 個別面接による職員のメンタルヘルスや内面の問題の早期発見
- ・ 研修体制の充実やスーパーバイズ体制の強化
- ・ 現場職員から意見の吸い上げやすい環境整備
- ・ 外部スーパーバイザーの導入
- ・ 子どものパニックのクールダウン等の養育や支援技術に関する研修
- ・ 月1回の再発防止のための内部研修
- ・ 人権教育プログラムの実施
- ・ ロールプレイ等がある体験型研修の実施
- ・ 施設長や幹部職員の一般職員への個別面接による分園の状況把握
- ・ 施設長による全職員への年2回のヒアリングの実施
- ・ 外部からの委員を入れた再発防止委員会（検証委員会）の設置
- ・ 改善報告書の作成
- ・ 権利擁護委員会の設置
- ・ 施設独自の被措置児童等虐待対応マニュアルや規定集の作成
- ・ 施設独自の基本行動宣言をカードサイズで作成し、職員が常に携帯
- ・ 不適切な対応の自己チェックリストの作成と毎月のチェック
- ・ 処遇困難事例や緊急性を有する事例への複数職員による対応
- ・ ロールプレイ等がある体験型研修の実施
- ・ グループホーム長会議の定期的開催
- ・ 勤務ローテーションの見直し
- ・ 職員から被措置児童等虐待に関する誓約書を徴す

【子どもへの対応】

- ・ 子どもが特定の職員以外と気軽に話せる環境作り
- ・ 子どもの意見や要望を取り入れる児童会の開催（月1回）

- ・ 子どもや保護者への施設生活についてのアンケート調査の実施

(6) 虐待の事実が確認された後の自治体の対応(自治体からの回答のうち主なものの要旨を記載)

【職員、体制面への対応】

- ・ 発達障害や支援の難しい子どもを多く措置しているので、施設の状況把握に努める
- ・ 里親支援の強化
- ・ 養育者と補助者の養育に関する共通認識ができる会議等の推進
- ・ 里親の更新研修で被措置児童等虐待について説明
- ・ (自治体内の) 施設長会議で、各施設の内部点検を指示
- ・ 改善委員会の設置
- ・ 指導監査において施設の虐待防止対策の確認
- ・ グループホームの課題や職員間のコミュニケーション等改善計画を立てるよう指示
- ・ 被措置児童等虐待事例に関する研修会を実施
- ・ 対応の難しい子どもへの支援技術向上のための研修の実施
- ・ 施設職員を対象とした養育(ペアレンティング)プログラムの実施
- ・ 施設職員を対象とした暴力防止のための教育プログラムの実施
- ・ 被措置児童等虐待に関する社会的養護関係者による研究会を立ち上げる
- ・ 虐待は個人の問題ではなく、施設の問題という認識へ改めるように働きかける
- ・ 改善計画の進捗状況の定期的な確認や必要に応じた改善勧告の実施
- ・ 被措置児童等虐待の認定を受けた施設に対して職員の士気が下がらない手立て
- ・ 施設職員向けの被措置児童等虐待対応ガイドラインの策定
- ・ 職員向けの人権教育プログラムの実施

【子どもへの対応】

- ・ 子どもに対して制度の説明
- ・ 子どもからの届出通告のためのハガキや虐待防止の冊子、権利ノートの配布
- ・ 子ども向けの人権教育プログラムの実施
- ・ 児童相談所が施設訪問した際に子どもの気持ちや意見を把握する

(7) 被害児童・保護者への謝罪状況

虐待と認められた71事例のうち、被害児童・保護者のどちらへ対しても、謝罪していない事例が12事例あった。

(単位:件)

	加害職員が謝罪	施設長が謝罪	加害職員・施設長以外の職員(児相を含む)が謝罪	謝罪していない
被害児童	35	9	14	16
保護者	22	29	18	19

被害児童、保護者のどちらへ対しても謝罪していない
12

3. 各都道府県市の体制整備状況

- 自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成を行っている自治体は、48（69.6%）であった。
- 自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施は、研修の実施を行っている自治体は、14（20.3%）であった。
- 地域住民への制度及び窓口についての周知をしていない自治体は、39（56.5%）であった。
- 施設・里親への周知は、3自治体（4.3%）においてしていなかった。
- 措置されている児童等に対しての被措置児童等虐待の周知は、全ての自治体でなされている。児童相談所職員が入所措置時に児童に対し「権利ノート」等の活用により周知している自治体が、60（87.0%）であった。
- 被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての案内状況では、連絡先の電話番号を教えている自治体が、53（76.8%）であった。事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡している自治体が、38（55.1%）であった。意見箱を設置している自治体が、35（50.7%）であった。第三者委員の連絡先を教えている自治体が、25（36.2%）であった。定期的なアンケートをとっている自治体が、3（4.3%）であった。
- 休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談を実施している自治体は、43（62.3%）であり、実施していない自治体は、26（37.7%）であった。
- 自治体の施設等に対する指導監査における被措置児童等虐待に関する項目に「権利擁護に関する研修を行っているか」という項目を入れている自治体が、43（62.3%）と一番多かった。指導監査において被措置児童等虐待に関する項目がない自治体もあった。

6 9 自治体の体制整備状況		整備している自治体数	整備していない自治体数
1	自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成の有無	48	21
2	自治体職員(児童相談所職員)への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施	14	55
3	地域住民への制度及び窓口についての周知	30	39
4	施設・里親への周知	66	3
5	被措置児童等本人への被措置児童等虐待について周知	69	0
①	児童相談所職員が権利ノートを活用して周知	60	
②	児童相談所職員が入所前に周知	40	
③	児童相談所職員が入所後に施設等を訪問し、入所児童に周知	34	
④	入所後に、施設職員・里親等が入所児童に周知	38	
⑤	掲示物等で周知	12	
⑤	その他	2	
6	被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての自治体の案内状況		
①	ハガキを渡す	38	
②	届出先の電話番号を教える	53	
③	意見箱の設置	35	
④	第三者委員の連絡先を教える	25	
⑤	定期的なアンケート	3	
⑥	その他	4	
7	休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談の実施	43	26
8	自治体の行う指導監査における被措置児童等虐待に関する項目の有無		
①	児童へ被措置児童等虐待に関する周知を行っているか	27	
②	児童へ施設等生活に関するアンケートを行っているか	6	
③	児童へ施設等生活に関するヒアリングを行っているか	19	
④	権利擁護に関する職員研修を行っているか	43	
⑤	その他	19	

(別紙) 虐待として報告のあった事案

1. 身体的虐待

【児童養護施設】

- ・ 児童に対して、注意する時に暴言を吐き、頭部をげんこつや平手で叩いた。
- ・ ADHDの疑いのある児童の危険行為を止めるため、頭を叩いた。
- ・ 暴言のあった児童をクールダウンさせようとしたが、子どもが殴る蹴る、つばを吐くなどの行為があったので感情的となり頭をげんこつで殴った。
- ・ 問題行動（盗み・喫煙・ルール違反など）のあった児童に対して、叩く、蹴る、小突くなどした。他の児童に対しても打撃を行うような行為や机を蹴って威圧した。
- ・ 問題行動のあった児童数名に対して、あごを持って後ろに押す、胸倉をつかむ、ノートを投げる等、威圧した。
- ・ 要求に応えられないことを伝えると、児童が興奮して職員のを首を掴み、髪の毛をつかんで引っ張り倒すなどしたため、職員も感情的になり、児童の頬を数回叩き、倒れた児童の頬を軽く蹴った。
- ・ ぐずり、パニックとなった児童に対して平手で叩く、拳骨で頭を叩く等を行うとともに、屋外に出したり、屋根裏の物置部屋に入れた。
- ・ 注意に怒り、髪を引っ張り、叩く、蹴るなどの暴行を行った児童を、職員がホールディングしても収まらないため、4名の職員で、児童の手足を押さえ、両手首を後ろ手にして紐で縛った。
- ・ 万引きへの説諭に集中しないので、児童の頬を1回軽く叩いた。
- ・ 学習時間に同室のきょうだいとふざけていたので、頬を1回叩いた。
- ・ 職員用冷蔵庫からコーヒーを取り出し注いでいた児童に対し、詰問と罵声を繰り返しながら、顔を平手で数回叩いた。さらに質問に答えない児童の顔に数回頭付きをした。
- ・ 無断外出した児童に対して注意した時に叩いた。夜中までゲーム機を隠し持ち使っていたので、貸出ししないことにしていた児童が他の児童のゲーム機を隠し持っていたことが判明し、注意の際、箒の柄で2回叩いた。
- ・ 職員室でパソコンを使っていた児童を注意した時、注意を聞き入れず暴れたため、それを制止するため男児の首をつかんだ。
- ・ 行為をやめさせようとした時に手を払われたことからつかみ合いの喧嘩となり、児童の頬を平手打ちして腹部を蹴った。
- ・ 注意をふざけて聞こうとしない児童に対して、後ろ襟を掴み引きずり、壁にぶつけた。新任職員に甘えて泣き叫んでいた幼児を別室に連れて行き、わがままを言わないように何度も言い聞かせたが、聞き入れなかったので頬をつねった。
- ・ 宿題をしないなどの生活上の課題について再三指導をしたが改善される様子がみられない児童に対して、頬を3回以上叩いた上、施設を出て行くように言って玄関まで連れて行った。
- ・ 生活上の課題の改善が見られないので、指導していた児童の頬を平手で叩いた。
- ・ 投げた物を片付けず、施設内の危険な場所に入って遊んでいた児童に対し注意した時、もみあげを引張った。
- ・ スポーツで負けを認めず、言い訳をしていた幼児の左頬を叩いた。
- ・ 他の児童を自分の部屋（個室）に泊めるなど施設内ルールを破ることが続き、注意しても改善

が見られないので、児童の太ももを蹴った。

- ・ 夜間の問題行動があった児童に対して注意していた時、長時間正座させたり、拳骨や平手で10数回叩いた。
- ・ 万引きをした児童に対して注意する時や、長時間の正座や頭を叩いたりした。
- ・ 他の児童に意地悪をした児童や指示に従わなかった児童を注意する時や他の児童とトラブルとなった児童の仲裁をする時に、大声で怒鳴ったり、平手で頭を叩いたり、髪の毛を引っ張ったりした。
- ・ 指導に従わない、盗みなどの行動上の問題があった児童に対して、平手やボールペンで頭を叩いたり、臀部や足を蹴ったり、頭部や腹部を拳骨で殴ったりした。
- ・ 注意指導を受け入れず、他の児童を巻き込んで暴言を吐く児童に対して、引き倒して横腹を蹴った。さらに立ち上がろうとしたところ、平手で頬を叩いた。
- ・ 馬鹿にされ、からかわれ続けていた児童の我慢の限界を超えた涙ながらの訴えを聞き、児童の気持ちや悔しさを思い、馬鹿にしていた複数の児童に対して、気持ちを代弁し一人ずつ平手打ちした。
- ・ 居室内でおやつがなくなることが頻回あり、それを食べていた児童の頬を数回叩いた。児童が「イライラしたら人を殺しても良いのか」とナイフを向けたので、おやつの入っていたかごで数回頭を殴った。
- ・ 施設に隣接する建物の2階ベランダに入ってしまったサッカーボールを回収するため住人に無断でベランダに侵入した児童を説諭した時に、平手で頬を数回叩いた。
- ・ 特定児童へのいじめを行ったと思い込み、説諭した時に確かめずに平手で頬を叩いた。
- ・ 施設内の食堂において他の児童にいたずらをしていた児童に注意をしたが、児童の行動がエスカレートしたため、肩を叩いた。

【乳児院】

- ・ 幼児が高いところに上がるので、危険を知らせるため、脇に手を入れ揺すり、怖がらせて危険なことを感じさせようとした。

【児童自立支援施設】

- ・ 指導に従わない児童に対して、あごを叩く、拳で胸を叩く、物を蹴飛ばして威圧し、暴力を示唆する言葉を吐いた。
- ・ 児童をヘッドロックしたり、頬を叩いたり、殴ったりした。鼻血が出る児童もいた。
- ・ 野球部練習時における不真面目な態度について児童を指導したところ、改められることがなかったため、このままではチームの士気を低下させ、また事故にも繋がりがねないと判断から、場の雰囲気には緊張感を持たせようとして平手打ちをした。
- ・ ランニング部練習時における不真面目な態度及び生活場面における行動の軽さについて注意するが、児童の態度行動を改めなかった。このままでは施設の雰囲気の悪化にも繋がりがねないとの判断から、児童を平手打ちした。

【里親】

- ・ パニック（泣きわめく・物を蹴飛ばす等）を抑制するため、しつけと思い、おもちゃの剣で叩いた。

- ・ 児童に謝らない時や言うことを聞かない時にげんこつで叩いたりした。モップの柄で児童の頭部を叩いた。
- ・ 家の鍵を何度も紛失する児童に対して、厳しく叱責したが、反省の様子が見えないことから、家から閉め出した。児童は10日間マンションの屋上で生活していた。また、布団叩きで両足を叩いたりもしていた。
- ・ 児童に対して、頬への平手打ちをしたり、つねったりした。
- ・ 家族の悪口や事実と異なることを頻繁に口にすることに腹を立て、児童の頬を平手で複数回叩いた。

【ファミリーホーム】

- ・ 万引きをした児童から「殴ってほしい」と言われたので、平手打ちした。また、注意に腹を立てた児童の壁を殴って穴を開けるなどの行為を制止するため、児童の肩を殴った。注意、躰の範疇と思い、児童の頭を指で小突いた。

【障害児入所施設】

- ・ 日頃から生活態度が悪い児童に対して生活を改める約束をしたが、その約束を守らなかったため、頭髪を丸刈りにした。
- ・ 児童に対して、髪を引っ張る、顔を叩く、掴みかかる等の行為を行った。
- ・ 避難訓練中の児童の態度に腹を立て、頬を平手で1回叩いた。

【障害児通所】

- ・ 児童を注意する時に職員が叩いたり、ひどく叱る等の指導をしていた。

2. ネグレクト

【児童養護施設】

- ・ 児童の起きている時間にもかかわらず、職員は就寝したり、執務室に鍵をかけてゲームに興じた。
- ・ 以前に児童間で性的問題が起こり、対応として性教育は行ったが、組織として問題分析を行わず、再度性的問題が生じた。
- ・ 児童の中で、性的問題が起こっていたが、施設としての組織的対応が出来ず、背景や原因に対応することなく、単に加害児童個人の問題として捉え、担当職員個人任せの一過性の指導のみ行った。

3. 心理的虐待

【児童養護施設】

- ・ 熱心に仕事に取り組み児童の信頼も厚い職員だったが、言葉による暴力が頻繁にあった。
- ・ 児童からの「殺してやる」「やめさせてやる」等の挑発的な言葉に感情的になってしまった非常勤職員が、包丁を持ちだして、自身に向けるなどの不適切な行為を行った。
- ・ 学校就学児童健診での幼児の態度を戒めるため、施設内の親子訓練室に鍵をかけて閉じ込めた。

- ・ 罰として、幼児の目の前でパジャマや靴下などの衣類をはさみで切り刻む行為を行った。
- ・ 児童の性的な問題行動を反省させるためや、他児童への暴言暴力を反省させるため、20分程度鍵のかかる施設内の階段下の倉庫に閉じ込め、明かりを消した。また、その場を離れたこともあった。
- ・ 児童を叱責する際に「ここにいないでいい、出て行けば良い」などの暴言と荷物を部屋から廊下に投げ出す行為を繰り返し、児童の肩を押して階段から落ちる恐怖を与えた。施設長は、問題意識が少なく、これらの状態を放置していた。
- ・ 施設長が、児童に対して不適切な言動、自尊心を傷つける言動、威圧的な態度、理不尽な行動、公共の場での過度な叱責、児童の前での職員への過度の叱責を行っていた。
- ・ 職員が、幼児の行動改善のため、ベランダに出し鍵をかけた。

【ファミリーホーム】

- ・ 「家へ帰れ」「パトカー呼ぶぞ」など行く場所がない児童に対して不適切な言動をとった。

【障害児入所施設】

- ・ 食事中に職員の児童に対しての不適切な言葉かけが見られた。

4. 性的虐待

【児童養護施設】

- ・ 2年間に渡り、性的行為を繰り返した。
- ・ 自宅や児童居室において性的行為を断続的に繰り返した。
- ・ 宿泊行事の際や施設内で児童に対して性的行為を行った。
- ・ 児童を夜勤部屋に呼び込み、数回に渡って性的行為を行った。
- ・ 居室で児童に性的行為をした。
- ・ 児童に対して自宅で性的行為を行った。
- ・ 児童の布団に入って、性的行為を行った。
- ・ 生活場面や入浴介助の際などに幼児に対して性的行為を行った。
- ・ 児童に対して3年間に渡り、性的行為を強要していた。
- ・ 児童へ不用意かつ不適切な発言を繰り返し、必要のない性的関心で児童を煽った。

【一時保護委託】

- ・ 職員が、他の施設から一時保護委託中の児童に対して性的行為をした。

【障害児入所施設】

- ・ 夜間、居室で児童に対して性的行為を行った。
- ・ 他の児童や職員がいない施設デイルームにおいて、児童に対して1ヶ月間に渡り、性的行為を断続的に行った。

参考1 過去の集計結果

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況(平成21年度～24年度)

○届出・通告者

単位:人数(人)、[] 構成割合(%)

	児童本人	被措置児童 児童本人以外の	家族・親戚	当該施設・ 事業所等職員・ 受託里親	当該施設・ 事業所等元職員・ 元受託里親	学校	保育所	市町村	近隣・知人	医療機関	その他	不明 (匿名を含む)	合計
21年度	90 [34.8]	30 [11.6]	23 [8.9]	67 [26.0]	5 [1.9]	1 [0.4]	1 [0.4]	3 [1.2]	9 [3.5]	1 [0.4]	16 [6.2]	12 [4.7]	258 [100.0]
22年度	46 [24.8]	26 [14.0]	25 [13.4]	48 [25.9]	3 [1.6]	6 [3.2]	0 [0.0]	3 [1.6]	9 [4.8]	3 [1.6]	13 [7.0]	4 [2.1]	186 [100.0]
23年度	64 [31.5]	13 [6.4]	25 [12.3]	51 [25.1]	1 [0.5]	5 [2.5]	3 [1.5]	3 [1.5]	15 [7.4]	1 [0.5]	16 [7.9]	6 [3.0]	203 [100.0]
24年度	81 [36.7]	4 [1.8]	22 [10.0]	75 [33.9]	4 [1.8]	1 [0.5]	1 [0.5]	1 [0.5]	6 [2.7]	1 [0.5]	16 [7.2]	9 [4.1]	221 [100.0]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 平成21年度:214件 平成22年度:176件 平成23年度:193件 平成24年度:214件

○事実確認の状況

単位:件数(件)、[] 構成割合(%)

	事実確認を行った事例				小計	虐待では ない と判断 された 事例	その 他の 事例	合計
	虐待の 事実 が認め られ た	虐待の 事実 が認め られ ない	虐待の 事実 が認め られ ない と判断 された	虐待の 事実 が認め られ ない と判断 された 事例				
21年度	59 [27.6]	121 [56.6]	18 [8.4]	198 [92.6]	8 [3.7]	8 [3.7]	214 [100.0]	
22年度	39 [22.2]	113 [64.2]	13 [7.4]	165 [93.8]	11 [6.3]	0 [0.0]	176 [100.0]	
23年度	46(1) [22.3]	136(11) [66.0]	24(1) [11.7]	206(13) [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	206 [100.0]	
24年度	71 [32.1]	124(4) [56.1]	24(3) [10.9]	219 [99.1]	1 [0.5]	1 [0.5]	221(7) [100.0]	

※()は、当該年度以前に届出・通告のあった事例で調査中であったものの再掲である。

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

単位:件数(件)、[] 構成割合(%)

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム	障害児施設等 支援事業(含む)	一時保護所 (含む)	児童相談所	合計
	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立 支援施設					
21年度	2 [3.4]	29 [49.2]	2 [3.4]	9 [15.2]	9 [15.2]	4 [6.8]	4 [6.8]	59 [100.0]	
22年度	0 [0.0]	27 [69.2]	0 [0.0]	1 [2.6]	8 [20.5]	1 [2.6]	2 [5.1]	39 [100.0]	
23年度	1 [2.2]	28 [60.9]	0 [0.0]	4 [8.7]	6 [13.0]	4 [8.7]	3 [6.5]	46 [100.0]	
24年度	1 [1.4]	51 [71.8]	0 [0.0]	4 [5.6]	7 [9.9]	7 [9.9]	1 [1.4]	71 [100.0]	

(参考)社会的養護関係施設数等推移

単位:か所(委託里親除く)
世帯(委託里親)

	乳児院	児童養護施設
21年度	123	578
22年度	125	580
23年度	129	585
24年度	130	589

	情緒障害 児短期 治療施設	児童自立 支援施設
21年度	33	58
22年度	37	58
23年度	37	58
24年度	38	58

○虐待の種別・類型

単位:件数(件)、[] 構成割合(%)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
21年度	41 [69.5]	4 [6.7]	7 [11.9]	7 [11.9]	59 [100.0]
22年度	23 [59.0]	3 [7.7]	4 [10.2]	9 [23.1]	39 [100.0]
23年度	37 [80.4]	2 [4.3]	6 [13.0]	1 [2.2]	46 [100.0]
24年度	45 [63.4]	3 [4.2]	10 [14.1]	13 [18.3]	71 [100.0]

	委託里親	ファミリーホーム
21年度	2,837	49
22年度	2,971	113
23年度	3,292	157
24年度	3,487	184

※詳しくは、厚生労働省ホームページの「社会的養護『被措置児童等虐待届出等制度の実施状況について』」を参照

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/04.html

※1:家庭福祉課調べ(各年度10月1日現在(委託里親、ファミリーホーム除く))

※2:福祉行政報告例(各年度末現在(委託里親、ファミリーホーム))

児童福祉法（昭和22年法律第164号）〈抄〉

（被措置児童等虐待）

第33条の10 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（施設職員等の禁止行為）

第33条の11 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（通告）

第33条の12 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第33条の14第1項若しくは第2項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第6条第1項の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定に

よる通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

- 5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

（秘密保持義務）

第33条の13 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（被措置児童等の状況把握等）

第33条の14 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

- 3 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第33条の12第1項の規定による通告若しくは同条第3項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第1項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

（都道府県児童福祉審議会）

第33条の15 都道府県児童福祉審議会は、第33条の12第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道

府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

- 3 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。
- 4 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(被措置児童等虐待の状況等の公表)

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(被措置児童等虐待の調査及び研究等)

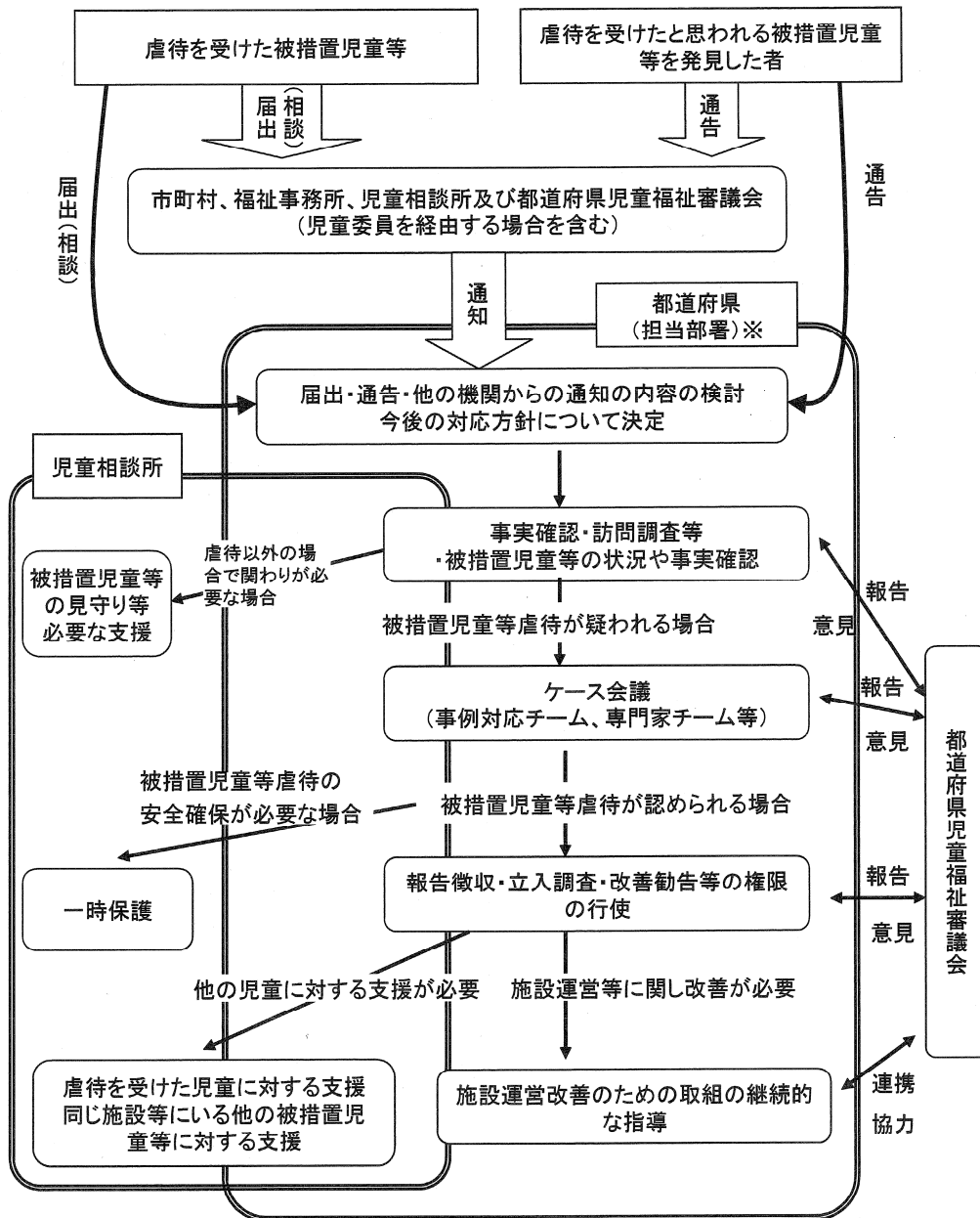
第33条の17 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）〈抄〉

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種

被措置児童虐待対応の流れ（イメージ）



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。